

日本国有鉄道総裁

動労千葉申第2号

1986年9月18日

杉浦 喬也 殿

千葉鉄道管理局長

国鉄千葉動力車労働組合

草木 陽一 殿

執行委員長 中野 洋

申 入 書

国鉄当局は、6月24日「人材活用センター」、8月11日第2次「広域異動」を提案してきた。

「人材活用センター」については、この間さまざまな問題がありつつも「業務開発センター」等労使交渉の中で「過員対策を行ってきた経緯を無視したものであるばかりか、①首切りのための具体的選別の開始、②労働組合役員・活動家の職場からの排除を目的としたものであることがはっきりしたと指摘しなければならない。

また、「広域異動」については、第1次応募者の三割もが「辞退」し、広域異動に応じた労働者も受け入れた箇所の労働者も、ともに「地獄」となっている実情を見るならば、これ以上の「広域異動」の強行は無謀であると言わざるをえない。一年余の間に70名もの国鉄労働者が自ら命を断つような「地獄」を強制した国鉄当局が、二度にわたる業務移管攻撃や、基地廃止攻撃に加え、われわれの職場へ「広域異動」や局際間の「玉突き転勤者」を導入するとするなら、それはどのような理由をつけようが千葉局の国鉄労働者の首をきるための攻撃である。

われわれは、当局が「人材活用センター」「広域異動」などの首切り攻撃を強行するならば、組織をあげて闘う決意であることを明らかにし、次のように申し入れるので、団体交渉により誠意をもって解決されたい。

記

1、「人材活用センター」については労使交渉により解決することとし、現行の「センター」を中止し、一方的発令強行をしないこと。

2、第2次「広域異動」計画を中止し、局際間の「玉突き転勤」は行わないこと。

以上

人権が法律だといふ管理者のマジ支配 東京三局・千葉局の 国労・動労千葉組合員の首を切る広域配転

「広域配転」＝動労革マルの送り込み断り宣言

動労千葉は「人材活用センター」と「第二次広域異動」について「申」をもって九月十八日、国鉄当局に申し入れを行った。

組合活動封殺する ための「人活」

「人材活用センター」なるものは、①具体的選別を開始したこと、②国労・動労千葉解体のために組合役員・活動家を職場から排除する。事実上、組合活動を封殺する目的として行われている。「不当労働行為や差別はしていない」と当局が強弁しようとも、抜きうち的に「人活」へ送りこみ、本来の業務とかけ離れた業務をおしつける、処分の乱発、労働者の基本的権利を奪う不当労働行為がまかりとおっている事実はないというのか。

「広域配転」は松崎の企み

さらに「第二次広域配転」におよんでは、「第一次」では、ようやくかき集められた三五一五人の三割〇九三〇人が辞退するという破産した広域配転をふたたびやろうとしている。地域のアンバランスの調整などでは断じてない。動労革マルを使って東京三局千葉局の国鉄労働者の首を切るための攻撃だ。動労千葉は、理不尽な「人材活用センター」「第二次広域異動」を断じて認めない。



86. 9. 26

No.2362

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五〇六（公衆）〇四七二二七二〇七